# わたしたちのまちの
# 介護保険

パソコンやスマートフォンから
介護サービス事業者が検索できます！

ちずプラ

## 尾　道　市

令和7年4月

**お問い合わせ**

〒722-8501　尾道市久保一丁目15番1号　尾道市役所高齢者福祉課
☎（0848）38-9118（介護保険係）

# 介護保険制度のおもな改正ポイント

## 令和7年4月から

**●介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました**

それぞれの段階を分ける基準となる金額が、80万円から80万9,000円に変わりました。

## 令和7年8月から

**●介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が一部変わります**

介護老人保健施設および介護医療院のうち、一部の多床室で室料負担が導入されます。そのため、居住費等の基準費用額のうち、多床室の一部で金額が変わります。

対象は、①「療養型」「その他型」の介護老人保健施設
②「Ⅱ型」の介護医療院
の多床室（いずれも8㎡／人以上に限る）です（短期入所療養介護も含む）。

**●高額介護サービス費と、特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わります**

高額介護サービス費の住民税世帯非課税等の支給要件と、特定入所者介護サービス費の第2段階と第3段階①の支給要件が、80万円から80万9,000円に変わります。

各種申請や届け出の書類には原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと本人または代理人の身元の確認ができるものを持参してください。

**●マイナンバーの確認書類（次のいずれか）**
- 個人番号カード　●通知カード　●個人番号が記載された住民票等

**●身元確認書類（次のいずれか）**
- 個人番号カード　●運転免許証　●パスポート等

※写真がない身元確認書類の場合は2種類必要（介護保険被保険者証と資格確認書　等）

**●代理の方が手続きをされる場合**
- 委任状等

**介護保険法**

**第4条（国民の努力及び義務）**

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。


制度のしくみは？

介護を社会全体で支えあう制度です ……1

保険料は？

保険料の決め方・納め方 ……3
- ●40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料…3
- ●65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料 ……4
- ●65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料の決め方…5

利用の手順は？

サービスの利用のしかた ……7

利用の費用は？

サービスを利用したときには費用の一部を負担します ……13

利用できるサービスは？

介護サービス、介護予防サービスが利用できます…14
- ●在宅サービス ……14
- ●施設サービス ……19
- ●低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額…20
- ●地域密着型サービス ……21
- ●介護予防・日常生活支援総合事業 ……22

介護保険事業所

介護保険事業所一覧 ……24
総合事業指定事業所一覧 ……30

# 制度のしくみは？ 介護を社会全体で支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

## 市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 介護保険制度を運営し、介護サービスを整備します。
- 保険料を徴収し、保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- 要介護認定を行います。

### 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援
- 介護予防ケアマネジメント

●保険証の交付
●介護保険負担割合証の交付
●要介護認定

●要介護認定の申請
●保険料の納付

●介護報酬の支払い

●介護報酬の請求

●サービスの提供

●利用料の支払い
●サービスの利用

## サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供します。
- 居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行います。

## みなさん（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

### 第1号被保険者　65歳以上の人

**サービスを利用できる人**

介護が必要と認定された人（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません）

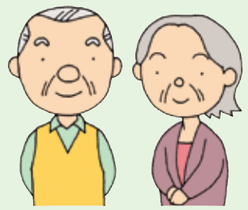

### 第2号被保険者　40歳から64歳までの人

（医療保険に加入している人）

**サービスを利用できる人**

第2号被保険者は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

### 特定疾病

- がん
  （医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### 保険証を大切に！

**こんなときに必要です**

- 要介護認定の申請（更新）
- ケアプランの作成
- サービスの利用

※保険証には有効期限はありません。大切に保管してください。

**65歳以上の人は**

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）に交付されます。

**40歳から64歳までの人は**

要支援・要介護と認定された人や、保険証の交付を希望した人に交付されます。

### ●介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されています。

●適用期間は1年間（8月～翌年7月）です。

# 保険料は？ 保険料の決め方・納め方

40歳以上のみなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源となります。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

財源の約半分が保険料です

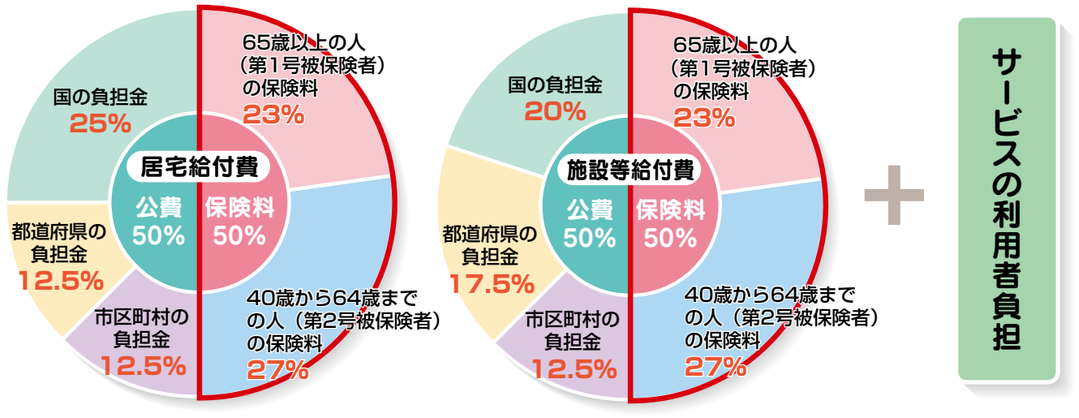


## 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

### ●国民健康保険に加入している人は

**決め方** 保険料は国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。
※詳しくは国民健康保険料の通知をご覧ください。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。

**納め方** 医療保険分と後期高齢者支援分に介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

### ●職場の医療保険に加入している人は

**決め方** 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
※原則として事業主が半分負担します。

**納め方** 医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40歳から64歳までの被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

## 65歳以上の人（第１号被保険者）の保険料

**納め方** 原則として年金から納めます。第１号被保険者として納める保険料は、65歳になった日（65歳の誕生日の前日）のある月からです。

### 特別徴収 年金が年額18万円以上の人 → 年金から差し引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、４・６・８月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

| | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年金支給月 | 4月（第１期） | 6月（第2期） | 8月（第3期） | 10月（第4期） | 12月（第5期） | 2月（第6期） |

#### 年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

●年度途中で65歳（第1号被保険者）になったとき
●年度途中で他の市区町村から転入したとき
●年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
●年度の初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき ……など

### 普通徴収 年金が年額18万円未満の人 → 納付書・口座振替

市内に本支店のある金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）に納付します。バーコード表示のある納付書はコンビニエンスストアでも納付できます。

**保険料納付は口座振替が便利です**

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

これらを持って市区町村指定の金融機関で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

## 65歳以上の人（第１号被保険者）の保険料の決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、所得段階別に分かれます。

**令和7年4月から**

第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる金額が、80万円から80万9,000円に変わりました。

### あなたの所得段階は？

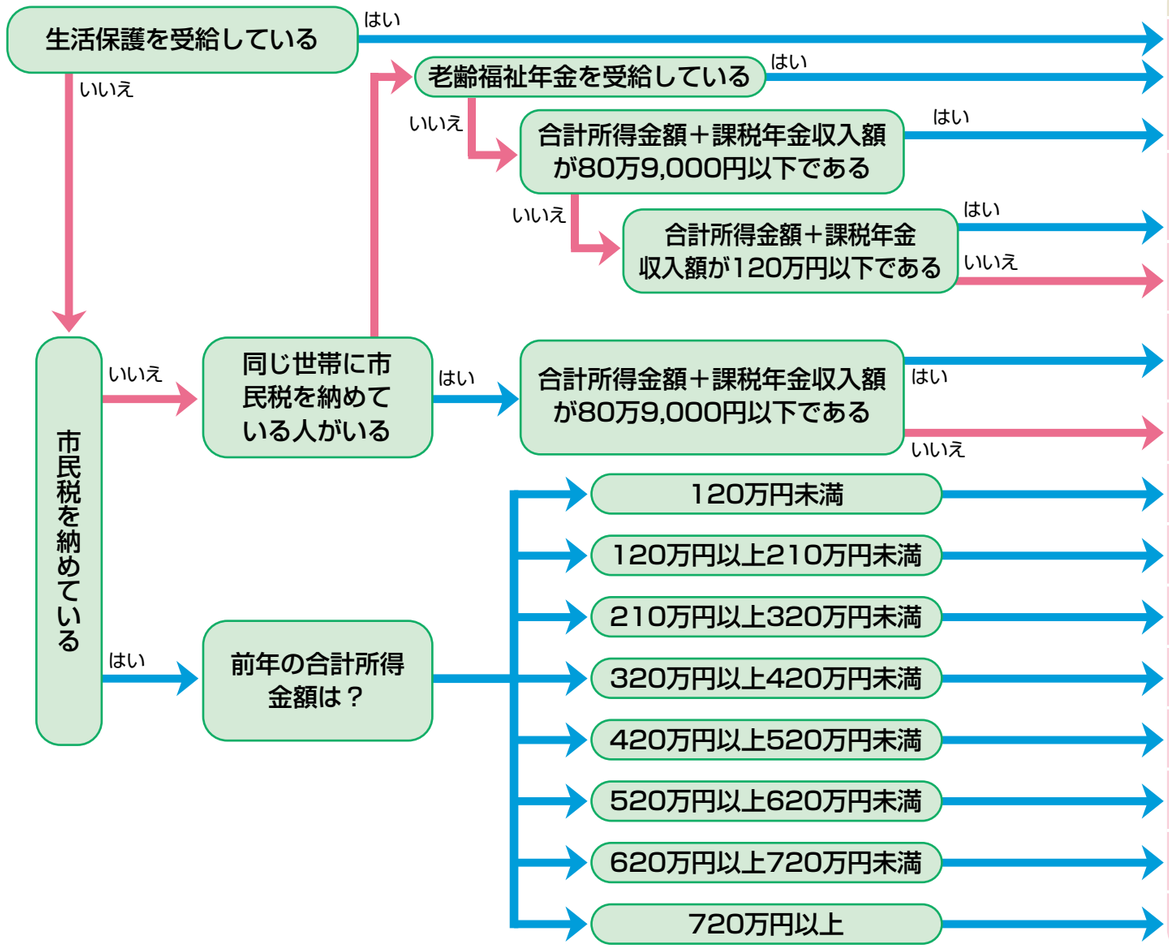


## 保険料は基準額をもとに決められます

基準額（月額）＝（市区町村で介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担分（23%））÷ 市区町村の65歳以上の人の数 ÷12か月＝ 5,998円

※第5段階が基準額です。

| 段　階 | 対　象　者 | 計算方法 | 保険料額（年額） |
|---|---|---|---|
| 第１段階 | ●生活保護の受給者<br>●老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人<br>●本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万9,000円以下の人 | 基準額×0.285 | 20,500円 |
| 第2段階 | 本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の人のうち第1段階以外の人 | 基準額×0.43 | 30,900円 |
| 第3段階 | 本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人 | 基準額×0.685 | 49,300円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人のうち、合計所得金額＋課税年金収入額が80万9,000円以下の人 | 基準額×0.91 | 65,400円 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人のうち第4段階以外の人 | 基準額×1.00 | 71,900円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.18 | 84,900円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 基準額×1.31 | 94,300円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額×1.55 | 111,600円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 基準額×1.63 | 117,300円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 基準額×1.86 | 133,900円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 基準額×2.10 | 151,100円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 基準額×2.30 | 165,500円 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人 | 基準額×2.40 | 172,700円 |

※合計所得がマイナスの場合は0円として計算します。

## 保険料を納めないでいると

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- **1年以上**…費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
- **1年6か月以上**…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- **2年以上**…利用者負担が3割または4割※に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

※利用者負担の割合が3割の人が滞納した場合は4割に引き上げられます。

# 利用の手順は？ サービスの利用のしかた

介護保険サービスや介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターや市区町村の窓口に相談して「介護や支援が必要な状態である」という認定を受ける必要があります。(利用するサービスや利用者の状況により、要介護認定が不要な場合があります。くわしくはP22参照)

## 1 相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口に相談しましょう。

要介護認定を受ける場合

## 2 要介護認定の申請

介護（介護予防）サービスの利用を希望する人は、市区町村の担当窓口に「要介護認定」の申請をしてください。

くわしくは P8参照

## 3 訪問調査と審査

心身の状況を調べるために、市区町村の職員などが訪問して聞き取り調査を行います。また、主治医に意見書を作成してもらい、それらをもとに「介護認定審査会」で介護の必要性や程度について審査を行います。

くわしくは P8参照

## 4 認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果が市区町村から通知されます。

くわしくは P8参照

## 5 介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成

どのようなサービスをどのくらい利用するかを示す、介護サービス計画や介護予防サービス計画（ケアプラン）を作ります。

くわしくはP9参照

## 6 介護（介護予防）サービス開始

介護（介護予防）サービス計画にもとづいて、居宅や施設での保健・医療・福祉の総合的なサービスが利用できます。

くわしくは P14～21参照



## 1 まずは地域包括支援センターや市区町村の窓口に相談しましょう

要介護認定を受ける場合

## 2 介護が必要となったら、まず申請します

介護サービスを利用するためには、本人が住んでいる市区町村の担当窓口に「要介護認定」の申請をします。

**申請に必要なもの**

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険に加入していることが確認できるもの（40歳から64歳までの人）

- 各種申請や届け出の書類には、原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものを持参してください。

本人または家族が申請に行くことができない場合などには、**成年後見人**、**地域包括支援センター**、または**省令で定められた指定居宅介護支援事業者**や**介護保険施設**などに、申請を代行してもらうこともできます。

## 3 どのくらいの介護が必要か、調査と審査が行われます

### 訪問調査と審査

1. 市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。聞き取り調査は全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。
   また本人の主治医に心身の状況についての意見書（主治医意見書）を作成してもらいます。
2. 調査票の結果はコンピュータ処理され、どのくらいの介護サービスが必要かの指標となる「要介護状態区分」が示されます（1次判定）。
3. コンピュータ判定の結果と、特記事項、主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会が審査（2次判定）し、どのくらいの介護が必要かを示す要介護状態区分が判定されます。

**調査項目**

**基本調査**

- 外出頻度
- 麻痺等の有無
- 関節の動く範囲の制限の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- 爪切
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 買い物
- 簡単な調理
- 聴力
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 集団への不適応
- 過去14日間に受けた特別な医療
- 日常生活自立度

**概況調査**

**特記事項**

## 4 認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづき、介護保険の対象とならない「非該当」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。

# 5 介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します

介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業とも、個人に合わせた介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン・介護予防ケアプラン）にもとづきサービスを利用します。

介護サービスはケアマネジャーがケアプランを、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業は保健師等が中心となって介護予防ケアプランを作成します。

**介護給付の対象者**

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

**予防給付の対象者**

- 要支援2
- 要支援1

**非該当**

↓

基本チェックリスト

↓

生活機能の低下がみられた人

↓

**介護予防・生活支援サービス事業対象者**

**市役所高齢者福祉課**

「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出します。

## ケアマネジメント

認定結果をもとに居宅介護支援事業者とアプランを作成します。　話し合い、各種サービスを組み合わせたケ

**居宅介護支援事業者**（P11参照）

**ケアマネジャーによるアセスメント**
利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

**サービス担当者との話し合い**
本人の力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

**ケアプランの作成**
利用するサービスの種類や回数を決定します。

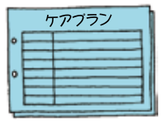


## 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターまたは介援事業者が中心となって住みな送れるようサポートします。　護予防支援の指定を受けた居宅介護支れた地域でいつまでも自立した生活を

**地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者**※

**保健師等によるアセスメント**
アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

**サービス担当者との話し合い**
目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

**介護予防ケアプランの作成**
目標を達成するための サービスの種類や回数を 決定します。

※介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者

## 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター中心となっ　て住みなれた地域でいつまでも自立した生活を送れるようサポートします。

**地域包括支援センター**

**保健師等によるアセスメント**
アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

**サービス担当者との話し合い**
目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

**介護予防ケアプランの作成**
目標を達成するための サービスの種類や回数を 決定します。

**※尾道市の地域包括支援センターについては、このパンフレットの裏面を　参照ください。**

**介護サービスを利用**
**（P14へ）**

**介護予防サービスを利用**
**（P14へ）**

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を合わせて利用できます。

**介護予防・生活支援サービス事業を利用**
**（P23へ）**

一定期間ごとに要介護認定を更新

一定期間ごとに効果を評価、プランを見直す

## 知っておこう 居宅介護支援事業者とは

市区町村の指定を受け、介護支援専門員がいる機関です。要介護認定の申請の代行※や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整などを行っています。

介護予防ケアプランについては地域包括支援センターが作成します。

※申請代行ができる事業者は厚生労働省令で定められます。

## 知っておこう 地域包括支援センターとは

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、「地域包括支援センター」が設置されています。ここでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」が運営にかかわります。

### 地域包括支援センターが行うおもな事業

**■地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）**

**●介護予防ケアマネジメント**
介護予防対象者の介護予防ケアプランの策定、評価などを行います。

**●総合相談・支援**
介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

**●権利擁護、虐待早期発見・防止**
高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

**●地域のケアマネジャーなどの支援**
ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

**※尾道市の地域包括支援センターについては、このパンフレットの裏面を参照ください。**

**地域包括支援センター運営協議会**

■利用者・被保険者　■NPO等の地域サービスの関係者　■地域医師会
■介護保険サービスの関係者　■権利擁護・相談を担う関係者　など



## Q 要介護認定に有効期間があるのですか？

**A**

要介護認定の初回認定の有効期間は、原則として申請日から6か月となります。

※月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋6か月となります。

引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、市区町村の窓口で更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて、調査・審査、認定が行われます。

また、更新認定の有効期間は、原則として有効期間満了日の翌日から12か月となります。

**■要介護認定の有効期間と更新の時期** ※月の途中で申請した場合

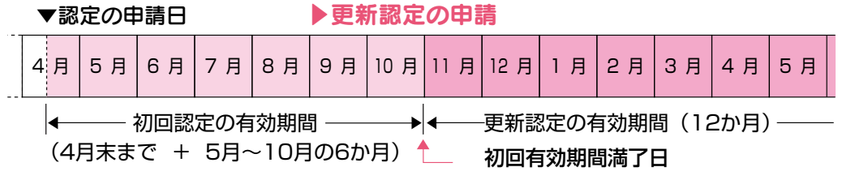


## Q 事業者と契約するときは、どんなことに注意すればよいのでしょう。

**A**

介護保険によるサービスの利用は利用者とサービス事業者との「契約」となっています。契約の必要がある場合は、以下のようなことに注意しましょう。

| | |
|---|---|
| サービスの内容 | 利用者の状況にあったサービス内容や回数か。 |
| 契約期間 | 在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。 |
| 利用者負担金 | 利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。 |
| 利用者からの解約 | 利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。 |
| 損害賠償 | サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。 |
| 秘密保持 | 利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。 |

# 利用の費用は？ サービスを利用したときには費用の一部を負担します

サービスを利用したときの利用者負担の割合は1割、2割、または3割です。P.32も参照ください。ただし、上限額（支給限度額）を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者の負担になります。

●**1割負担となる人**
2割負担、3割負担のいずれにも該当しない人。なお、第2号被保険者、生活保護受給者、住民税非課税者も1割負担です。

●**2割負担となる人**
3割負担に該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●**3割負担となる人**
本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

**おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）**

| 要介護状態区分 | 支給限度額 |
|---|---|
| 要支援1 | 50,320円 |
| 要支援2 | 105,310円 |
| 要介護1 | 167,650円 |
| 要介護2 | 197,050円 |
| 要介護3 | 270,480円 |
| 要介護4 | 309,380円 |
| 要介護5 | 362,170円 |

●上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

**例 利用者負担1割で要介護1（支給限度額16万7,650円）の人が、20万円のサービスを利用した場合**

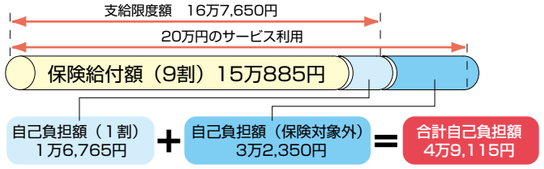


## 利用者負担が高額になったとき

**令和7年8月から** 下線部が80万9,000円に変わります。

### ●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの、利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」等として後から支給されます。

◆市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

| 利用者負担段階区分 | | 利用者負担上限額 |
|---|---|---|
| 市民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合 | 課税所得690万円以上 | 世帯：140,100円 |
| | 課税所得380万円以上課税所得690万円未満 | 世帯：93,000円 |
| | 課税所得145万円以上課税所得380万円未満 | 世帯：44,400円 |
| 一般　市民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合 | | 世帯：44,400円 |
| 市民税世帯非課税等 | | 世帯：24,600円 |
| ●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人<br>●老齢福祉年金の受給者 | | 個人：15,000円 |
| ●生活保護の受給者<br>●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 | | 個人：15,000円<br>世帯：15,000円 |

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

**◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉**

| 所得（基礎控除後の総所得金額等） | 70歳未満の人がいる世帯 |
|---|---|
| 901万円超 | 212万円 |
| 600万円超901万円以下 | 141万円 |
| 210万円超600万円以下 | 67万円 |
| 210万円以下 | 60万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 |

| 所得区分 | 70～74歳の人がいる世帯 | 後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯 |
|---|---|---|
| 課税所得690万円以上 | 212万円 | 212万円 |
| 課税所得380万円以上 | 141万円 | 141万円 |
| 課税所得145万円以上 | 67万円 | 67万円 |
| 一　般 | 56万円 | 56万円 |
| 低所得者Ⅱ | 31万円 | 31万円 |
| 低所得者Ⅰ※ | 19万円 | 19万円 |

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます　●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です



# 利用できるサービスは？ 介護サービス、介護予防サービスが利用できます

## 要介護1～5／要支援1・2の人が利用できるサービス（介護給付／予防給付／総合事業）

★は共生型サービスの対象です。指定を受けた障害福祉事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

### 在宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

**※（　）内の費用は利用者負担が1割の場合の金額です。**

**通所して利用する**

| サービスの種類 | 要介護1～5の人 | 要支援1・2の人 |
|---|---|---|
| **通所介護★（デイサービス）**<br>通所型サービス | 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。<br>■サービス費用のめやす<br>通常規模の事業所の場合<br>（8時間以上9時間未満）※送迎を含む<br>要介護1～5<br>▼<br>6,690円～11,680円<br>（669円～1,168円） | 通所介護施設等で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援、レクリエーション、運動などを提供します。<br>■サービス費用のめやす（月単位の定額）<br>※送迎、入浴を含む<br>要支援1<br>▼<br>1か月17,980円（1,798円）<br>要支援2<br>▼<br>1か月36,210円（3,621円）<br>くわしくはP23へ。 |
| **通所リハビリテーション（デイケア）**<br>介護予防通所リハビリテーション | 老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。<br>■サービス費用のめやす<br>通常規模の事業所の場合<br>（7時間以上8時間未満）※送迎を含む<br>要介護1～5<br>▼<br>7,620円～13,790円<br>（762円～1,379円） | 老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた栄養改善や口腔機能向上のサービスを提供します。<br>■サービス費用のめやす（月単位の定額）<br>※送迎、入浴を含む<br>要支援1▶1か月22,680円（2,268円）<br>要支援2▶1か月42,280円（4,228円）<br>栄養改善▶1か月 2,000円（200円）<br>口腔機能向上▶1か月 1,500円～1,600円<br>（150円～160円） |

訪問を受けて利用する

| サービスの種類 | 要介護1～5の人 | 要支援1・2の人 |
|---|---|---|
| **訪問介護★（ホームヘルプ）**<br>訪問型サービス<br> | ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。<br>■サービス費用のめやす<br>身体介護（30分以上1時間未満）▼ 3,870円（387円）<br>生活援助（45分以上）▼ 2,200円（220円）<br>※早朝、夜間、深夜などは加算あり<br>通院のための乗車または降車の介助（介護タクシー）（1回につき）▼ 970円（97円）<br>※移送にかかる費用は別途自己負担 | ホームヘルパー等が居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。<br>■サービス費用のめやす（月単位の定額）<br>週1回程度の利用▼ 1か月11,760円（1,176円）<br>週2回程度の利用▼ 1か月23,490円（2,349円）<br>週2回程度を超える利用▼ 1か月37,270円（3,727円）<br>くわしくはP23へ。 |

## 訪問介護（ホームヘルプ）サービス　正しく知ってあんしん利用

訪問介護や訪問型サービスは、食事や入浴、排せつなどの介助や、一般的な家事の援助などを行うのが大きな役割となっています。利用者本人の生活全般をサポートすることを目的としているので、介護保険で利用できるサービスと、介護保険に該当しないサービスがあることをよく確認しておきましょう。

### こんなサービスが利用できます

- ○食事の介助
- ○清拭（せいしき）や入浴の介助
- ○排せつの介助
- ○身体整容・洗面の介助
- ○着替えの介助や体位変換
- ○服薬の介助
- ○通院・外出の介助
- ○洗濯
- ○ベッドメイク
- ○衣服の整理・補修
- ○掃除
- ○生活必需品の買い物、薬の受け取り
- ○一般的な食事の準備や調理

など

### こんなサービスは頼めません

- ×利用者以外の洗濯、調理、布団干し
- ×主として利用者が使用する居室など以外の掃除
- ×大掃除・窓のガラス磨き・床のワックスがけ
- ×金銭・貴重品の取り扱い
- ×医療行為
- ×来客の応接（お茶や食事の手配など）
- ×ペットの世話
- ×話し相手のみ・留守番
- ×草むしりや花木の手入れ
- ×自家用車の洗車や清掃
- ×家具や電気器具などの移動・修繕
- ×室内外の家屋の修理
- ×墓参り

など



訪問を受けて利用する

| サービスの種類 | 要介護1～5の人 | 要支援1・2の人 |
|---|---|---|
| **訪問入浴介護**<br>介護予防訪問入浴介護<br> | 介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。<br>■サービス費用のめやす<br>12,660円（1,266円） | 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。<br>■サービス費用のめやす<br>8,560円（856円） |
| **訪問リハビリテーション**<br>介護予防訪問リハビリテーション<br> | 居宅での生活行為を向上させるために、医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。<br>■サービス費用のめやす（1回につき）<br>3,080円（308円） | 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。<br>■サービス費用のめやす（1回につき）<br>2,980円（298円） |
| **訪問看護**<br>介護予防訪問看護<br> | 疾患等を抱えている人について、医師の指示により、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。<br>■サービス費用のめやす<br>訪問看護ステーションから（30分未満）▼ 4,710円（471円）<br>病院または診療所から（30分未満）▼ 3,990円（399円） | 疾患等を抱えている人について、医師の指示により、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。<br>■サービス費用のめやす<br>訪問看護ステーションから（30分未満）▼ 4,510円（451円）<br>病院または診療所から（30分未満）▼ 3,820円（382円） |
| **居宅療養管理指導**<br>介護予防居宅療養管理指導<br> | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人を訪問し、療養上の管理や指導を行います。<br>■サービス費用のめやす<br>単一建物居住者1人に対して行う場合<br>医師が行う場合（1か月に2回まで）▼ 5,150円（515円） | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。<br>■サービス費用のめやす<br>単一建物居住者1人に対して行う場合<br>医師が行う場合（1か月に2回まで）▼ 5,150円（515円） |

## 居宅での暮らしを支える

| サービスの種類 | 要介護1～5の人 | 要支援1・2の人 |
|---|---|---|
| **福祉用具貸与**<br>介護予防福祉用具貸与 | 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。<br>・車いす　・車いす付属品　・特殊寝台<br>・特殊寝台付属品　・床ずれ防止用具<br>・体位変換器　・手すり（工事をともなわないもの）<br>・スロープ（工事をともなわないもの）●<br>・歩行器●　・歩行補助つえ●<br>・認知症老人徘徊感知機器<br>・移動用リフト（つり具を除く）<br>・自動排泄処理装置（原則として要介護4、5の人のみ）<br>■サービス費用のめやす<br>実際に貸与に要した費用に応じて異なります。<br>●印の福祉用具のうち下記は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。<br>●固定用スロープ　●歩行器（歩行車を除く）　●単点つえ（松葉づえを除く）と多点つえ<br>■要支援1・2および要介護1の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）は原則として保険給付の対象となりません。<br>●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。<br>●商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。 | 福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。<br>・手すり（工事をともなわないもの）<br>・スロープ（工事をともなわないもの）●<br>・歩行器●<br>・歩行補助つえ●<br>■サービス費用のめやす<br>実際に貸与に要した費用に応じて異なります。 |
| **特定福祉用具販売**<br>特定介護予防福祉用具販売 | 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、1年度につき10万円までの費用を限度として、その費用の9割、8割、または7割相当額を支給します。<br>・腰掛便座　・自動排泄処理装置の交換可能部品<br>・排泄予測支援機器　・入浴補助用具<br>・簡易浴槽　・移動用リフトのつり具<br>福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。<br>●固定用スロープ　●歩行器（歩行車を除く）　●単点つえ（松葉づえを除く）と多点つえ<br>■都道府県知事の指定を受けた事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入し、市区町村が日常生活の自立を助ける為に必要と認める場合に限り、支給対象となります。 | 介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、1年度につき10万円までの費用を限度として、その費用の9割、8割、または7割相当額を支給します。 |
| **住宅改修費支給**<br>介護予防住宅改修費支給 | 手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に対し、20万円までの費用を限度として、その費用の9割、8割、または7割相当額を支給します。<br>●対象となる工事<br>①手すりの取り付け　②段差の解消　③滑り防止・移動円滑化のための床材変更など<br>④引き戸などへの扉の取り替え・撤去・新設　⑤洋式便器などへの便器の取り替え<br>⑥ ①～⑤の改修にともなって必要となる工事<br>■住宅改修利用の手順<br>**1 専門家に相談**<br>本人だけでなく家族ぐるみで話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーなどの専門家に相談します。<br>**2 市への事前申請（工事着工前）**<br>提出書類 ■住宅改修費支給申請書 ■住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合） ■住宅改修が必要な理由書 ■工事費見積書 ■改修部分の写真や図面（改修後の完成予定の状態が分かるもの） など<br>**3 工事の実施**<br>**4 事後申請（工事完成後）**<br>提出書類 ■住宅改修費支給申請書 ■住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合） ■住宅改修に要した費用の領収書 ■工事費内訳書 ■完成後の状態を確認できる書類（改修前、改修後の日付入りの写真を添付） など<br>**5 住宅改修費の支給** | |



## 短期間入所する

| サービスの種類 | 要介護1～5の人 | 要支援1・2の人 |
|---|---|---|
| **短期入所生活介護★／短期入所療養介護（ショートステイ）**<br>介護予防短期入所生活介護★／介護予防短期入所療養介護<br>※複数の事業者が連携して、緊急の短期入所利用に対応するための体制が確保されます（緊急短期入所ネットワーク）。 | 福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。<br>■サービス費用のめやす<br>●短期入所生活介護<br>介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき）<br>要介護1～5 ▼ 6,030円（603円）～ 8,840円（884円）<br>●短期入所療養介護<br>介護老人保健施設（多床室）の場合（1日につき）<br>要介護1～5 ▼ 8,300円（830円）～ 10,520円（1,052円）<br>●特定短期入所療養介護<br>（難病やがん末期の要介護者が利用した場合）<br>4時間以上6時間未満 9,270円（927円） | 福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。<br>■サービス費用のめやす<br>●介護予防短期入所生活介護<br>介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合（1日につき）<br>要支援1 ▶4,510円（451円）<br>要支援2 ▶5,610円（561円）<br>●介護予防短期入所療養介護<br>介護老人保健施設（多床室）の場合（1日につき）<br>要支援1 ▶6,130円（613円）<br>要支援2 ▶7,740円（774円） |

## 在宅に近い暮らしをする

| サービスの種類 | 要介護1～5の人 | 要支援1・2の人 |
|---|---|---|
| **特定施設入居者生活介護**<br>介護予防特定施設入居者生活介護<br>※早めの住み替えに対応するため、生活相談やケアプランの作成は施設で行い、サービスは外部の事業者が提供する外部サービス利用型のサービス利用が導入されています。 | 有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。<br>■サービス費用のめやす（1日につき）<br>要介護1～5 ▼ 5,420円（542円）～ 8,130円（813円） | 有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。<br>■サービス費用のめやす（1日につき）<br>要支援1 ▶1,830円（183円）<br>要支援2 ▶3,130円（313円） |

## 施設サービス （要支援1・2の人は利用できません）

●食費・居住費・日常生活費などは別途負担が必要です（詳しくはP20上段へ）

施設に入所する

| サービスの種類 | 要介護1～5の人 |
|---|---|
| **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）** | 常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 |
| **介護老人保健施設（老人保健施設）** | 状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。 |
| **介護医療院** | 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。 |

■利用者負担のめやす（30日）

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|---|---|---|---|
| 要介護 1 | 17,670円 | 17,670円 | 20,100円 |
| 要介護 2 | 19,770円 | 19,770円 | 22,200円 |
| 要介護 3 | 21,960円 | 21,960円 | 24,450円 |
| 要介護 4 | 24,060円 | 24,060円 | 26,580円 |
| 要介護 5 | 26,130円 | 26,130円 | 28,650円 |

・新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

■利用者負担のめやす（30日） 基本型の施設の場合

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|---|---|---|---|
| 要介護 1 | 21,510円 | 23,790円 | 24,060円 |
| 要介護 2 | 22,890円 | 25,290円 | 25,440円 |
| 要介護 3 | 24,840円 | 27,240円 | 27,390円 |
| 要介護 4 | 26,490円 | 28,830円 | 29,040円 |
| 要介護 5 | 27,960円 | 30,360円 | 30,540円 |

■利用者負担のめやす（30日）

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|---|---|---|---|
| 要介護 1 | 21,630円 | 24,990円 | 25,500円 |
| 要介護 2 | 24,960円 | 28,290円 | 28,800円 |
| 要介護 3 | 32,100円 | 35,460円 | 35,970円 |
| 要介護 4 | 35,160円 | 38,490円 | 39,000円 |
| 要介護 5 | 37,890円 | 41,250円 | 41,760円 |

**従来型個室**…ユニットを構成しない個室　**多床室**…ユニットを構成しない相部屋
**ユニット型個室**…ユニットを構成し、壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
**ユニット型個室的多床室**…ユニットを構成し、壁が天井までなく、すき間がある部屋
※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。



### ●施設サービスを利用した場合の利用者負担額

施設サービス費の1割、2割、または3割 P19の表の金額 ＋ 食費 居住費 ＋ 日常生活費（理美容代など） ＝ 利用者負担額

■基準費用額：施設における食事・居住費（滞在費）の平均的な費用（1日当たり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

●居住費等：ユニット型個室…2,066円
ユニット型個室的多床室…1,728円
従来型個室…1,728円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,231円）
多床室…437円【697円】※（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は915円）

●食　　費：1,445円

※ 令和7年8月から「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡／人以上に限る）を利用した場合は、【　】内の金額になります（短期入所療養介護も含む）。

### ●低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は「特定入所者介護（予防）サービス費」として介護保険から給付されます。

●次の❶❷のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護（予防）サービス費は給付されません。
❶住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
❷住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記を超える場合
・第1段階　：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
・第2段階　：預貯金等が単身　650万円、夫婦1,650万円を超える
・第3段階①：預貯金等が単身　550万円、夫婦1,550万円を超える
・第3段階②：預貯金等が単身　500万円、夫婦1,500万円を超える
※第2号被保険者は利用者負担段階にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

■負担限度額（1日あたり）　令和7年8月から 下線部が80万9,000円に変わります。

| 利用者負担段階 | | 居住費等 | | | | 食　費 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 | 施設サービス | 短期入所サービス |
| 第1段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者<br>生活保護の受給者 | 880円 | 550円 | 550円<br>(380円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人 | 880円 | 550円 | 550円<br>(480円) | 430円 | 390円 | 600円 |
| 第3段階① | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円<br>(880円) | 430円 | 650円 | 1,000円 |
| 第3段階② | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円<br>(880円) | 430円 | 1,360円 | 1,300円 |

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（　）内の金額となります

# 地域密着型サービス

●原則として他市区町村のサービスは利用できません。

**※（　）内の費用は利用者負担が1割の場合の金額です。**

## （介護予防）小規模多機能型居宅介護

※限度額の範囲内で利用できるサービス

通所を中心に、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

**■費用のめやす**（1か月につき）

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>104,580円（10,458円）～272,090円（27,209円） |
| 要支援1▶34,500円（3,450円） |
| 要支援2▶69,720円（6,972円） |

※食費、宿泊費、おむつ代などは別途負担

## （介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活をする住居での介護サービスを受けられます。

**■費用のめやす**（1日につき）

ユニット数2の場合

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>7,530円（753円）～8,450円（845円） |
| 要支援2▶7,490円（749円） |

※要支援1の人は利用できません　※食費、おむつ代などは別途負担

## 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人のための介護サービスです。

**■費用のめやす**（1日につき）

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>5,460円（546円）～8,200円（820円） |

※おむつ代などは別途負担

## 看護小規模多機能型居宅介護

※限度額の範囲内で利用できるサービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

**■費用のめやす**（1か月につき）

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>124,470円（12,447円）～314,080円（31,408円） |

※食費・宿泊費・おむつ代などは別途負担

## （介護予防）認知症対応型通所介護

※限度額の範囲内で利用できるサービス

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上のお世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

**■費用のめやす**

単独型の場合（8時間以上9時間未満）

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>10,260円（1,026円）～14,720円（1,472円） |
| 要支援1▶8,880円（888円） |
| 要支援2▶9,910円（991円） |

※入浴の加算あり　※食費、おむつ代などは別途負担

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所した人のための介護サービスです。

**■費用のめやす**（1日につき）

多床室を利用した場合

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>6,000円（600円）～8,870円（887円）<br>・新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。 |

※食費、居住費、日常生活費などは別途負担

## 夜間対応型訪問介護

※限度額の範囲内で利用できるサービス

24時間安心して暮らせるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

**■費用のめやす**

オペレーションセンターを設置している場合

| | | |
|---|---|---|
| 基本夜間対応型訪問介護費▶ | 1か月 | 9,890円（989円） |
| 定期巡回サービス▶ | 1回 | 3,720円（372円） |
| 随時訪問サービス（Ⅰ）▶ | 1回 | 5,670円（567円） |

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※限度額の範囲内で利用できるサービス

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間いつでも受けられます。

**■費用のめやす**（1か月につき）

<一体型の場合>訪問看護サービスを行う場合

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>79,460円（7,946円）～282,980円（28,298円） |

## 地域密着型通所介護★

※限度額の範囲内で利用できるサービス

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

**■費用のめやす**

8時間以上9時間未満の場合

| |
|---|
| 要介護1～5▶<br>7,830円（783円）～13,650円（1,365円） |

※食費、おむつ代などは別途負担



# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、市区町村が行う介護予防事業です。

要介護認定で要支援1・2と認定された人や、基本チェックリスト※を受けて生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）は、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

また、65歳以上の人なら誰でも介護予防に関する講習会などの「一般介護予防事業」に参加できます。

※基本チェックリストとは、国が定めた25項目の質問項目で、生活機能が低下していないか調べるものです。

## ■利用までの流れ

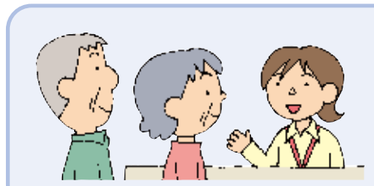

**65歳以上の人**

**地域包括支援センターや高齢者福祉課に相談します**

基本的に新規利用希望の方は認定申請とします。

**要介護・要支援認定申請をします**

**基本チェックリストを受けます**

（認定の更新時に希望される方等）

- 要介護1～5の人 → 介護保険の介護サービスが利用できます
- 要支援1・2の人 → 介護保険の介護予防サービスが利用できます
- 非該当の人 → 必要に応じて基本チェックリストを受ける
- 生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）
- 自立した生活が送れる人

**介護予防ケアマネジメント**

地域包括支援センター等の職員と、本人や家族が話し合い、ケアプランを作成します※。

※要支援1・2の人で、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます。

**要介護認定で要支援1・2の認定を受けた人**

**基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人**

**介護予防・生活支援サービス事業が利用できます**

**65歳以上のすべての人**

**一般介護予防事業が利用できます**

**介護予防・日常生活支援総合事業（P23参照）**

## 介護予防・生活支援サービス事業

**対　象**　要支援1・2の人、介護予防・生活支援サービス事業対象者

**内　容**

**※（　）内の費用は利用者負担が1割の場合の金額です。**

| サービスの種類・名称 | | 内　容 |
|---|---|---|
| 訪問型サービス | **介護予防訪問サービス**<br>※従前の介護予防訪問介護と同様のサービスです | ●入浴介助などの身体介護<br>●掃除・洗濯などの生活援助<br>■サービス費用のめやす（1か月あたり）<br>週１回程度▶11,760円（1,176円）<br>週２回程度▶23,490円（2,349円）<br>週2回超程度▶37,270円（3,727円）<br> |
| | **基準緩和型訪問サービス** | ●掃除・洗濯などの生活援助<br>■サービス費用のめやす（1か月あたり）<br>週1回程度▶　9,060円（906円）<br>週2回程度▶18,120円（1,812円） |
| 通所型サービス | **介護予防通所サービス**<br>※従前の介護予防通所介護と同様のサービスです | ●身体的機能や生活機能向上のための機能訓練など<br>■サービス費用のめやす（1か月あたり）<br>事業対象者・要支援1▶17,980円（1,798円）<br>事業対象者・要支援2▶36,210円（3,621円） |
| | **基準緩和型通所サービス** | ●生活機能維持のための運動・レクリエーションなど<br>■サービス費用のめやす（1か月あたり）<br>週1回程度▶送迎あり 14,200円（1,420円）<br>送迎なし 11,160円（1,116円）<br>週2回程度▶送迎あり 28,410円（2,841円）<br>送迎なし 22,330円（2,233円）<br> <br>●週2回程度は要支援2・事業対象者の人が利用できます。 |
| | **短期集中型通所サービス** | ●3～6か月の短期間で行う、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上のための支援（無料） |

## 一般介護予防事業

**対　象**　65歳以上のすべての人

**内　容**　介護予防に関する講習会などの開催や、地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援などを行います。
尾道市では、ふれあいサロン事業やシルバーリハビリ体操事業などを実施しています。

# 尾道市内介護保険事業所一覧

（令和7年4月1日現在、休止中は掲載していません）

■居宅介護支援（☆は介護予防支援有り）

| No | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 1 | ケアプランセンター「みつぎ」 | 御調町市107番地1 | 0848-76-2821 |
| 2 | あけぼの居宅介護支援事業所 | 御調町丸門田446番地1 | 0848-36-6800 |
| 3 | 居宅介護支援センターひかり苑 | 美ノ郷町三成233番地5 | 0848-48-3300 |
| 4 | 精彩園居宅介護支援事業所 | 美ノ郷町三成339番地3 | 0848-40-0150 |
| 5 | ☆居宅介護支援事業所　ゆず一家 | 美ノ郷町三成1571番地7 | 080-8989-0660 |
| 6 | 居宅介護支援事業所ふるけあ | 美ノ郷町三成2694番地横山アパート3号室 | 0848-38-2788 |
| 7 | 居宅介護支援事業所　輝き　みなりの家 | 美ノ郷町三成2790番地1 | 0848-48-4350 |
| 8 | ケアプランセンターすまいる | 新高山3丁目1170番地242 | 0848-36-5877 |
| 9 | 居宅介護支援事業所きらら | 門田町1番39号 | 0848-21-1256 |
| 10 | ☆尾道市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 | 門田町22番5号 | 0848-21-1261 |
| 11 | ニチイケアセンター尾道居宅介護支援事業所 | 栗原町5369番地1 | 0848-20-0532 |
| 12 | 木曽病院居宅介護支援事業所 | 神田町10番9号 | 0848-23-5704 |
| 13 | 居宅介護支援事業所ひらはらの郷 | 平原一丁目10番30号 | 0848-21-2224 |
| 14 | ふぁみりぃケアサポート | 平原三丁目1番15号 | 0848-20-1251 |
| 15 | 居宅介護支援事業所たなべ | 古浜町6番20号 | 0848-24-1157 |
| 16 | 居宅介護 長江 | 山波町343番地 | 0848-38-2130 |
| 17 | 居宅介護支援事業所ほんわか | 西御所町1番27号 | 0848-21-0086 |
| 18 | 有限会社誠心ケアサービス居宅介護支援事業所 | 長江一丁目6番10号 | 0848-37-4604 |
| 19 | ひまわり居宅介護支援事業所 | 久保二丁目15番17号 | 0848-37-1084 |
| 20 | 介護保険サービスセンターくぼ | 久保二丁目24番17号 | 0848-20-7750 |
| 21 | 一般社団法人尾道市医師会介護保険サービスセンターやすらぎ | 久保町1718番地 | 0848-20-7180 |
| 22 | 星の里居宅介護支援事業所 | 久保町1786番地 | 0848-37-7277 |
| 23 | ＪＡ尾道市なごみ居宅介護支援事業所 | 西藤町1606番地1 | 0848-56-0522 |
| 24 | 山本病院居宅介護支援事業所 | 高須町735番地 | 0848-46-0634 |
| 25 | 居宅介護支援事業所恋の水 | 高須町924－33番地 | 0848-20-2317 |
| 26 | 居宅介護支援事業所こころ | 高須町4754番地5 | 0848-56-0855 |
| 27 | 居宅介護支援太郎 | 高須町4787番地1 | 0848-38-1236 |
| 28 | 居宅介護支援事業所　こもれびの家 | 高須町4806番地1 | 0848-38-2992 |
| 29 | 居宅介護支援事業所ゑべすや | 高須町5057番地1 | 0848-47-2469 |
| 30 | 居宅介護支援事業所ふぁみりぃ | 高須町5605番地 | 0848-56-1739 |
| 31 | 居宅介護支援事業所森のくまさん | 高須町5682番地 | 0848-36-5620 |
| 32 | 城が丘居宅介護支援センター | 浦崎町2746番地 | 0848-70-0070 |
| 33 | 尾道市居宅介護支援事業所 | 浦崎町3594番地 | 0848-73-3144 |
| 34 | 介護相談所いちょうの樹 | 向東町8614番地1 | 0848-38-7661 |
| 35 | 支援センターよしはら | 向東町8883番地5 | 0848-44-4800 |
| 36 | はなの苑居宅介護支援事業所 | 向東町12255番地1 | 0848-20-6322 |
| 37 | 居宅介護支援事業所橘花苑 | 向島町立花418番地1 | 0848-44-5772 |
| 38 | 居宅介護支援事業所しおさい | 向島町580番地5 | 0848-20-6488 |
| 39 | しまの風居宅介護支援事業所 | 向島町5617番地5 | 0848-20-6736 |
| 40 | 居宅介護支援事業所かざぐるま | 因島大浜町427番地10 | 0845-26-2100 |
| 41 | あおかげ居宅介護支援事業所 | 因島中庄町1032番地1 | 0845-26-2233 |
| 42 | 因島医師会ケアマネステーション | 因島中庄町1955番地 | 0845-24-3755 |
| 43 | 居宅介護支援事業所シンシアー | 因島中庄町3318番地1 | 080-9139-8826 |
| 44 | 居宅介護支援事業所福寿草 | 因島中庄町3687番地 | 070-4381-5900 |
| 45 | ケアプランセンターひだまり | 因島中庄町3805番地1 | 0845-26-2356 |
| 46 | 回生会永井居宅介護支援事業所 | 瀬戸田町瀬戸田349番地7 | 0845-27-0020 |
| 47 | 居宅介護支援事業所ももの樹 | 瀬戸田町名荷529番地1 | 0845-27-3880 |
| 48 | 楽生苑居宅介護支援事業所 | 瀬戸田町林1288番地6 | 0845-27-2943 |
| 49 | 尾道市社会福祉協議会すずらん居宅介護支援事業所 | 瀬戸田町林1288番地7 | 0845-27-3846 |

## ■訪問介護（ホームヘルプサービス、☆は通院等乗降介助有り）

| No | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 50 | 公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション | 御調町市107番地1 | 0848-76-2235 |
| 51 | あけぼの訪問介護事業所 | 御調町丸門田446番地1 | 0848-77-0277 |
| 52 | ☆合同会社しーがる訪問介護事業所 | 美ノ郷町三成227番地6 | 0848-48-6980 |
| 53 | ニチイケアセンター尾道みなり | 美ノ郷町三成874番地1 | 0848-20-5820 |
| 54 | こんぱす訪問介護事業所 | 美ノ郷町三成1217番地1 | 0848-38-9550 |
| 55 | ヘルパーステーションひかり苑 | 原田町梶山田3581番地1 | 0848-38-7735 |
| 56 | きららライフサポートセンター | 門田町1番39号 | 0848-21-3015 |
| 57 | 尾道市社会福祉協議会訪問介護事業所 | 門田町22番5号 | 0848-21-1260 |
| 58 | ニチイケアセンター尾道訪問介護事業所 | 栗原町5369番地1 | 0848-20-0530 |
| 59 | ☆訪問介護ステーションりぼん | 栗原町6009番地1 | 0848-29-5662 |
| 60 | ヘルパーステーションふぁみりぃ | 平原三丁目1番15号 | 0848-24-2805 |
| 61 | サンキ・ウエルビィ介護センター尾道 | 山波町335番地1 | 0848-56-2350 |
| 62 | ニチイケアセンター尾道東 | 山波町678番地94 | 0848-20-7450 |
| 63 | 訪問介護事業所そら | 山波町708番地66 | 0848-37-7081 |
| 64 | フィーグさんば訪問介護事業所 | 山波町1648番地1 | 0848-38-7817 |
| 65 | 有限会社誠心ケアサービス訪問介護事業所 | 長江一丁目6番10号 | 0848-37-4604 |
| 66 | ヘルパーステーション星の里 | 久保町1786番地 | 0848-37-3141 |
| 67 | ☆ひまわりホームヘルプサービス | 久保二丁目15番17号 | 0848-20-7630 |
| 68 | ＪＡ尾道市ヘルパーステーションなごみ | 西藤町1606番地1 | 0848-56-0501 |
| 69 | Ｆｏｒ Ｙｏｕケアサービス | 西藤町3138番地 | 080-4605-6001 |
| 70 | ハーティ・ハンド支援事業所（共生型） | 木ノ庄町木梨1579番地 | 0848-48-5256 |
| 71 | 訪問介護事業所あおば | 高須町924－33番地 | 0848-20-2328 |
| 72 | ヘルパーステーションこころ | 高須町4754番地5 | 0848-56-0855 |
| 73 | ヘルパーステーションなの花 | 高須町5006番地1 | 0848-55-8072 |
| 74 | 訪問介護事業所ゑべすや | 高須町5057番地1 | 0848-47-2469 |
| 75 | ニチイケアセンターおのみち高須 | 高須町5597番地5 | 0848-56-0233 |
| 76 | くまさん訪問介護事業所 | 高須町5682番地 | 0848-36-5610 |
| 77 | 訪問介護事業所いちょうの樹 | 向東町8614番地1 | 0848-38-7655 |
| 78 | ホームヘルパーステーション島の里 | 向東町8883番地10 | 0848-45-4900 |
| 79 | ケアパンク尾道ヘルパーステーション | 向島町5579番地35 | 0848-29-4600 |
| 80 | 有限会社介護支援サービスあじさいの家 | 向島町9669番地9 | 0848-20-6258 |
| 81 | 訪問介護事業所ヘルパーステーションかざぐるま | 因島大浜町427番地10 | 0845-26-2100 |
| 82 | ☆ヘルパーステーションさくら訪問介護事業所 | 因島重井町1663番地6 | 0845-25-0004 |
| 83 | 因島医師会ヘルパーステーション | 因島中庄町1955番地 | 0845-24-3065 |
| 84 | 介護24尾道合同会社 | 因島中庄町2133番地7 | 0845-24-3925 |
| 85 | ほほえみ　いんのしま | 因島中庄町3320番地1 | 0845-25-6120 |
| 86 | ヘルパーステーション福寿草 | 因島中庄町3687番地 | 0845-26-2103 |
| 87 | 長尾訪問介護事業所 | 瀬戸田町名荷376番地1 | 0845-25-6023 |
| 88 | 楽生苑訪問介護事業所 | 瀬戸田町林1269番地8 | 0845-26-4575 |
| 89 | 尾道市社会福祉協議会すずらん訪問介護事業所 | 瀬戸田町林1288番地7 | 0845-27-3846 |

## ■訪問入浴介護

| | | | |
|---|---|---|---|
| 90 | アサヒサンクリーン在宅介護センター尾道 | 栗原町9650番地62 | 050-3317-7701 |
| 91 | 尾道市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 | 門田町22番5号 | 0848-21-1264 |

## ■訪問リハビリテーション（保険医療機関等については、みなし指定のため事業実施可能）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 92 | 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-0373 |
| 93 | 介護老人保健施設精彩園 | 美ノ郷町三成339番地3 | 0848-48-5511 |
| 94 | 一般社団法人尾道市医師会介護老人保健施設やすらぎの家 | 久保町1718番地 | 0848-20-7150 |
| 95 | 介護老人保健施設シラユリ | 向東町2830番地 | 0848-20-6009 |

## ■訪問看護（保険医療機関等については、みなし指定のため事業実施可能）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 96 | 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 | 御調町市107番地1 | 0848-76-2811 |
| 97 | 訪問看護ステーションコロン | 美ノ郷町三成1466番地 | 0848-48-0077 |
| 98 | 看多機ホームみなりっこ | 美ノ郷町三成1572番地2 | 0848-29-9885 |
| 99 | 訪問看護ステーションふるけあ | 美ノ郷町三成2694番地横山アパート3号室 | 0848-38-2788 |
| 100 | 訪問看護ステーション輝きみなりの家 | 美ノ郷町三成2800番地1 | 0848-36-5188 |
| 101 | 訪問看護ステーションみつ帆 | 美ノ郷町三成3058番地　アーバン内海Ｄ5 | 080-2477-6969 |
| 102 | 訪問看護ステーションきらら | 門田町1番39号 | 0848-38-2626 |
| 103 | つむぎ訪問看護ステーション | 門田町20番6号 | 0848-38-9526 |
| 104 | 一般社団法人尾道市医師会訪問看護ステーション | 栗原東二丁目4番33号 | 0848-24-2728 |



## ■訪問看護（保険医療機関等については、みなし指定のため事業実施可能）

| No | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 105 | 訪問看護ステーションデューン尾道 | 新浜2丁目5番27号大宝ビル1Ｆ | 0848-38-1365 |
| 106 | 訪問看護長江 | 山波町343番地 | 0848-36-5858 |
| 107 | ひまわり訪問看護ステーション | 久保二丁目15番17号 | 0848-37-1084 |
| 108 | 訪問看護ステーションあさがお | 高須町924－33番地 | 0848-47-8923 |
| 109 | 訪問看護ステーション十夢 | 高須町1436番地 | 0848-38-2858 |
| 110 | 訪問看護ステーション心音 | 高須町4827番地1サニープラッツＡ102 | 0848-36-5144 |
| 111 | 森のくまさん | 高須町5683番地 | 0848-36-5350 |
| 112 | 訪問看護ステーションいちょうの樹 | 向東町8614番地1 | 0848-38-7656 |
| 113 | 訪問看護ステーション島の里 | 向東町8883番地10 | 0848-45-4900 |
| 114 | 訪問看護ステーションむかいしま | 向島町580番地5 | 0848-45-0111 |
| 115 | 因島医師会訪問看護ステーション | 因島中庄町1955番地 | 0845-24-2225 |
| 116 | 因島総合訪問看護ステーション | 因島土生町2560番地の1 | 0845-22-2688 |

## ■通所介護（デイサービス、地域密着型通所介護は P.27）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 117 | デイサービスあけぼの | 御調町丸河南1140番地 | 0848-38-2066 |
| 118 | デイサービスセンターふぁみりぃ御調 | 御調町貝ケ原341番地1 | 0848-77-0625 |
| 119 | デイサービスセンターひかり苑 | 美ノ郷町三成233番5 | 0848-48-3333 |
| 120 | デイサービスセンターふぁみりぃみどりの郷 | 木ノ庄町木梨887番地1 | 0848-40-0317 |
| 121 | きらら桜並木デイサービスセンター | 門田町1番39号 | 0848-38-2624 |
| 122 | 尾道市社会福祉協議会ふれ愛デイサービスセンター | 門田町22番5号 | 0848-21-1265 |
| 123 | 正岡クリニック・デイサービスセンター | 栗原町5578番地 | 0848-24-4411 |
| 124 | デイサービスセンターひととき倶楽部 | 栗原町6071番地1 | 0848-22-6251 |
| 125 | デイサービスひとときの虹 | 栗原町6071番地1 | 0848-23-9561 |
| 126 | 愛グループシャングリラ | 栗原町9880番地8 | 0848-22-3366 |
| 127 | デイサービスセンターひらはらの郷 | 平原一丁目10番30号 | 0848-21-2225 |
| 128 | デイサービスセンターふぁみりぃ尾道 | 平原三丁目1番15号 | 0848-21-3131 |
| 129 | 木曽病院デイサービスセンター | 神田町10番9号 | 0848-20-0525 |
| 130 | きらら新浜デイサービスセンター | 新浜一丁目9番22号 | 0848-38-1117 |
| 131 | きらら尾道デイサービスセンター | 西御所町13番26号 | 0848-20-0380 |
| 132 | 通所介護「ひまわりいきいき倶楽部」 | 久保一丁目13番14号 | 0848-37-5890 |
| 133 | デイサービスセンター星の里 | 久保町1786番地 | 0848-37-7277 |
| 134 | デイサービスセンターきららラポール・尾道 | 十四日町59番地8 | 0848-21-1120 |
| 135 | デイサービスセンターこころ | 高須町4754番地5 | 0848-56-0855 |
| 136 | デイサービス太郎 | 高須町4795番地9 | 0848-56-1235 |
| 137 | ケアパートナー尾道 | 高須町5501番地 | 0848-56-1207 |
| 138 | デイサービスセンターふぁみりぃ | 高須町5605番地 | 0848-56-1739 |
| 139 | リハビリ型デイサービスセンターひかり苑東尾道 | 東尾道6番27 | 0848-38-1166 |
| 140 | デイサービスセンターふぁみりぃ向東 | 向東町1346番地1 | 0848-45-4551 |
| 141 | デイサービスセンターはなの苑 | 向東町12255番地1 | 0848-20-6320 |
| 142 | 通所介護センター橘花苑 | 向島町立花418番地1 | 0848-44-5774 |
| 143 | デイサービスセンターふぁみりぃむかいしま | 向島町5557番地147 | 0848-20-6133 |
| 144 | デイサービスしまの風 | 向島町5617番地5 | 0848-20-6736 |
| 145 | デイサービスセンターけやきの樹 | 向東町8918番地1 | 0848-38-1608 |
| 146 | 通所介護事業所デイサービスセンターかざぐるま | 因島大浜町427番地10 | 0845-26-2100 |
| 147 | 尾道市社会福祉協議会因島デイサービスセンター | 因島田熊町940番地3 | 0845-26-0252 |
| 148 | デイサービスセンター楽生苑 | 瀬戸田町林1288番地6 | 0845-27-2943 |

## ■通所リハビリテーション（デイケア）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 149 | 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-0373 |
| 150 | 介護老人保健施設精彩園 | 美ノ郷町三成339番地3 | 0848-48-5511 |
| 151 | 田辺クリニック | 古浜町6番20号 | 0848-24-1157 |
| 152 | 医療法人社団神田会木曽病院 | 神田町2番24号 | 0848-22-6310 |
| 153 | 介護老人保健施設くぼ | 久保二丁目24番17号 | 0848-37-3102 |
| 154 | 一般社団法人尾道市医師会介護老人保健施設やすらぎの家 | 久保町1718番地 | 0848-20-7150 |
| 155 | 山本病院 | 高須町735番地 | 0848-46-0634 |
| 156 | 神原こうじクリニック | 浦崎町2746番地 | 0848-73-5617 |
| 157 | 介護老人保健施設シラユリ | 向東町2830番地 | 0848-20-6009 |
| 158 | 介護老人保健施設シルバーケアヨシハラ | 向東町8883番地5 | 0848-44-4800 |

| No | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| **■通所リハビリテーション（デイケア）** | | | |
| 159 | 老人保健施設あおかげ苑 | 因島中庄町1032番地1 | 0845-26-2233 |
| 160 | 因島医師会介護老人保健施設ビロードの丘 | 因島中庄町1955番地 | 0845-24-1292 |
| 161 | 因島医師会病院 | 因島中庄町1962番地 | 0845-24-1210 |
| 162 | 医療法人社団回生会永井医院 | 瀬戸田町瀬戸田349番地7 | 0845-27-0020 |
| **■福祉用具貸与・特定福祉用具販売** | | | |
| 163 | 大門電機株式会社（販売のみ） | 美ノ郷町三成1070番地2 | 0848-48-1263 |
| 164 | 深川医療器株式会社ライフケア尾道 | 栗原町9427番3 | 0848-38-2100 |
| 165 | すまいるふぁみりぃ | 平原三丁目1番15号 | 0848-20-1251 |
| 166 | 有限会社ひまわりライフケアサポート福祉用具貸与事業所 | 久保二丁目15番17号 | 0848-20-7630 |
| 167 | 有限会社ひまわりライフケアサポート特定福祉用具販売事業所 | 久保二丁目15番17号 | 0848-20-7630 |
| 168 | 株式会社ライフケア尾道営業所 | 西御所町8番7号 | 0848-21-2266 |
| 169 | 三藤医療器（株）福祉用具貸与事業所 | 山波町311番地 | 0848-46-0124 |
| 170 | 三藤医療器（株）特定福祉用具販売事業所 | 山波町311番地 | 0848-46-0124 |
| 171 | 高垣デンキのこすもすめ～る | 新高山二丁目2631-102 | 0848-46-2544 |
| 172 | care degign おのみち | 高須町5072番地1 | 0848-20-3488 |
| 173 | 因の島ガス居宅サービス福祉用具貸与事業所 | 因島土生町1809番地35 | 0845-22-2221 |
| 174 | 因の島ガス特定福祉用具販売事業所 | 因島土生町1809番地35 | 0845-22-2221 |
| 175 | 有限会社倉下商店 | 因島土生町1902番地3 | 0845-22-2285 |
| 176 | 新生福祉会リンク | 瀬戸田町中野414番地1 | 0845-23-7122 |
| **■地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）** | | | |
| 177 | SPROUT デイサービスゆずっこMITSUGI | 御調町神101番地 | 0848-38-7708 |
| 178 | デイホーム 原田のおうち | 原田町梶山田1525番地 | 0848-36-6871 |
| 179 | リハビリ型デイサービスセンターひかり苑 | 美ノ郷町三成233番地5 | 0848-48-3333 |
| 180 | 機能訓練型デイサービスタシマ 尾道 | 西御所町6番13号 | 0848-25-2002 |
| 181 | 機能訓練型デイサービスタシマ 東尾道 | 高須町584番地1 | 0848-38-2009 |
| 182 | デイサービスフィーグさんば | 山波町1648番地1 | 0848-38-7815 |
| 183 | デイサービスセンター・まりも | 高須町4834番地13 | 0848-55-7052 |
| 184 | 機能訓練デイサービスゑべすや（共生型） | 高須町5057番地1 | 0848-47-2469 |
| 185 | 尾道市デイサービスセンター | 浦崎町3598番地1 | 0848-73-3977 |
| 186 | ＪＡ尾道市デイサービスセンター百島 | 百島町1518番地2 | 0848-70-0290 |
| 187 | デイサービスFunny | 因島三庄町1618番地1 | 0845-23-7355 |
| 188 | デイサービスセンター福寿草 | 因島中庄町3687番地 | 0845-26-2106 |
| 189 | 株式会社 シンシアー デイサービス心音 | 因島中庄町4982番地43 | 0845-25-6330 |
| 190 | デイサービスセンター花園 | 因島土生町1460番地4 | 0845-22-2525 |
| 191 | デイサービスみらい | 因島洲江町2140番地1 | 0845-28-0240 |
| 192 | デイサービスセンターももの樹 | 瀬戸田町名荷529番地1 | 0845-27-3880 |
| 193 | デイサービス汐風 | 瀬戸田町林1286番地11 | 0845-26-4610 |
| **■地域密着型通所介護（療養通所介護）** | | | |
| 194 | 療養通所介護事業所十夢 | 高須町1436番地 | 0848-38-2858 |
| **■認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）** | | | |
| 195 | 星の里・今津野の家 | 御調町津蟹611番地4 | 0848-77-1100 |
| 196 | 星の里・山波の家 | 山波町277番地1 | 0848-56-1131 |
| 197 | 星の里・久保の家 | 久保町2189番地 | 0848-20-7601 |
| 198 | デイサービスシクラメン | 向東町1008番地15 | 0848-20-6111 |
| 199 | 八朔の里 | 因島田熊町10番地 | 0845-25-6207 |
| 200 | 楽生苑ひなたの家 | 瀬戸田町宮原2338番地 | 0845-26-3033 |
| **■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）** | | | |
| 201 | 公立みつぎ総合病院グループホーム「かえで」 | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-2569 |
| 202 | グループホームおおぞら | 御調町市65番地 | 0848-76-3165 |
| 203 | グループホームみなりっこ | 美ノ郷町三成912番地1 | 0848-38-2039 |
| 204 | グループホームこころ尾道駅前 | 土堂一丁目11番6号 | 0848-36-5563 |
| 205 | グループホームきららラポール・尾道 | 十四日町59番地8 | 0848-24-2641 |
| 206 | ねんりんはうす尾道 | 吉和町4020番地 | 0848-20-0780 |
| 207 | 星の里・にしざこの家 | 吉和町5116番地1 | 0848-21-3072 |



| No | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| **■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）** | | | |
| 208 | グループホーム なでしこ | 吉和町5122番地1 | 0848-25-2772 |
| 209 | グループホームひまわり | 新浜二丁目8番11号 | 0848-38-7630 |
| 210 | グループホーム長江 | 長江二丁目7番8号 | 0848-37-6101 |
| 211 | グループホーム シトラス高須 | 高須町924番地41 | 0848-46-2240 |
| 212 | グループホームすずらん | 高須町4834番地6 | 0848-55-1355 |
| 213 | グループホームシクラメン | 向東町1008番地15 | 0848-20-6111 |
| 214 | グループホームソラストせとか尾道 | 向東町9221番地23 | 0848-45-2430 |
| 215 | グループホームはなみずき | 向島町立花3010番地23 | 0848-20-6022 |
| 216 | グループホームゆずっこ向島 | 向島町5794番地1 | 0848-29-9177 |
| 217 | グループホームびんご倶楽部 | 因島三庄町3472番地 | 0845-26-6177 |
| 218 | グループホーム彩りの家 | 因島中庄町717番地1 | 0845-24-3450 |
| 219 | 高齢者グループホーム「潮の香」 | 因島中庄町4804番地 | 0845-26-2148 |
| 220 | オリーブハウス因島 | 因島田熊町4866番地1 | 0845-26-6022 |
| 221 | グループホーム花園 | 因島土生町1460番地4 | 0845-22-2525 |
| 222 | グループホームももの樹 | 瀬戸田町名荷522番地 | 0845-27-2866 |
| 223 | オリーブハウス瀬戸田 | 瀬戸田町名荷1123番地2 | 0845-26-4503 |
| 224 | 汐風の家 | 瀬戸田町林1286番地11 | 0845-26-4350 |
| **■小規模多機能型居宅介護** | | | |
| 225 | 小規模多機能ホームひらり | 御調町平320番地 | 0848-38-2352 |
| 226 | ゆずっこホーム みなり | 美ノ郷町三成1114番地1 | 0848-48-3877 |
| 227 | いきいき小規模ホームひかり苑 | 原田町梶山田4081番地1 | 0848-38-0300 |
| 228 | 小規模多機能ひまわり倶楽部 | 新浜二丁目8番11号 | 0848-38-7630 |
| 229 | 星の里・にしざこの家 | 吉和町5116番地1 | 0848-21-3071 |
| 230 | 小規模多機能ホーム長江 | 長江二丁目7番8号 | 0848-37-6101 |
| 231 | 星の里小規模多機能型居宅介護事業所 | 久保町1856番地 | 0848-20-7823 |
| 232 | こころ庵尾道駅前 | 土堂一丁目11番6号 | 0848-36-5506 |
| 233 | こころ庵 | 高須町4754番地5 | 0848-29-5151 |
| 234 | 小規模多機能ホームびんご倶楽部高須 | 高須町5568番地 | 0848-36-5130 |
| 235 | 小規模ホームうらさき | 浦崎町3598番地1 | 0848-73-3977 |
| 236 | 小規模多機能ホームふぁみりぃ向東 | 向東町1346番地1 | 0848-45-4553 |
| 237 | 小規模多機能型居宅介護ようき向島 | 向島町5454番地1 | 0848-45-4478 |
| 238 | ゆずっこホームむかい島 | 向島町5794番地1 | 0848-29-2077 |
| 239 | 因島医師会介護支援ホームうみかぜの丘 | 因島中庄町1946番地 | 0845-24-2500 |
| 240 | 小規模多機能ホームひだまり | 因島中庄町3805番地1 | 0845-26-2356 |
| 241 | 小規模多機能ホーム楽生苑みのりの里 | 瀬戸田町林1269番3 | 0845-25-6877 |
| 242 | 憩の家介護事業所 | 瀬戸田町林1539番地1 | 0845-23-7170 |
| **■看護小規模多機能型居宅介護** | | | |
| 243 | 看多機ホームみなりっこ | 美ノ郷町三成1572番地2 | 0848-29-9885 |
| 244 | 森のくまさん | 高須町5683番地 | 0848-36-5350 |
| 245 | 因島医師会看護介護支援ホームしまかぜの丘 | 因島田熊町5116番地 | 0845-22-5533 |
| **■定期巡回・随時対応型訪問介護看護** | | | |
| 246 | 訪問介護事業所 輝き みなりの家 | 美ノ郷町三成2800番地1 | 0848-36-5188 |
| 247 | 定期巡回随時対応型訪問介護看護きらら | 門田町1番39号 | 0848-38-2626 |
| 248 | 定期巡回 長江 | 山波町343番地 | 0848-36-6071 |
| 249 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護いちょうの樹 | 向東町8614番地1 | 0848-38-7656 |
| **■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護** | | | |
| 250 | 公立みつぎ総合病院地域密着型特別養護老人ホーム「ふれあい」 | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-2415 |
| 251 | 地域密着型特別養護老人ホームひかり苑 | 原田町梶山田3609番地 | 0848-38-0345 |
| 252 | 地域密着型特別養護老人ホーム星の里 | 久保町1856番地 | 0848-20-7825 |
| 253 | 地域密着型特別養護老人ホーム浦崎寮 | 浦崎町3594番地 | 0848-73-3144 |
| 254 | 地域密着型特別養護老人ホーム楽生苑いこいの里 | 瀬戸田町林1288番地6 | 0845-27-2943 |

| No | 事　業　所　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| **■短期入所生活介護（単独型）** ※短期入所については、単独型のみ掲載しております。その他については各介護保険施設にお問い合わせください。 | | | |
| 255 | 短期入所こもれびの家 | 高須町4806番地1 | 0848-38-2992 |
| **■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）** | | | |
| 256 | ふれあい | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-2415 |
| 257 | ひかり苑 | 原田町梶山田3609番地 | 0848-38-0345 |
| 258 | ひらはらの郷 | 平原一丁目10番30号 | 0848-21-2223 |
| 259 | 星の里 | 久保町1786番地 | 0848-37-7272 |
| 260 | 浦崎寮 | 浦崎町3594番地 | 0848-73-3144 |
| 261 | はなの苑 | 向東町12255番地1 | 0848-20-6320 |
| 262 | 橘花苑 | 向島町立花418番地1 | 0848-44-5758 |
| 263 | しまなみ苑 | 因島三庄町3404番地21 | 0845-26-0473 |
| 264 | ほたるの里 | 因島中庄町1030番地1 | 0845-26-2133 |
| 265 | クレアール楽生苑 | 瀬戸田町林1269番地10 | 0845-27-1600 |
| 266 | 楽生苑 | 瀬戸田町林1288番地6 | 0845-27-2943 |
| **■介護老人保健施設** | | | |
| 267 | みつぎの苑 | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-0373 |
| 268 | みつぎの苑（ユニット） | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-0373 |
| 269 | 精彩園 | 美ノ郷町三成339番地3 | 0848-48-5511 |
| 270 | くぼ | 久保二丁目24番17号 | 0848-37-3102 |
| 271 | やすらぎの家 | 久保町1718番地 | 0848-20-7150 |
| 272 | シラユリ | 向東町2830番地 | 0848-20-6009 |
| 273 | シルバーケアヨシハラ | 向東町8883番地5 | 0848-44-4800 |
| 274 | あおかげ苑 | 因島中庄町1032番地1 | 0845-26-2233 |
| 275 | 因島医師会介護老人保健施設ビロードの丘 | 因島中庄町1955番地 | 0845-24-1209 |
| **■介護医療院** | | | |
| 276 | 山本病院介護医療院 | 高須町735番地 | 0848-46-0634 |
| 277 | 介護医療院よしはら内科外科リハビリテーションクリニック | 向東町8681番地1 | 0848-45-0007 |
| 278 | ながい介護医療院 | 瀬戸田町瀬戸田349番地7 | 0845-27-0020 |
| **■特定施設入居者生活介護** | | | |
| 279 | サンライフ藤井川24時間サービス | 美ノ郷町本郷1054番地1 | 0848-48-2723 |
| 280 | 特定施設入居者生活介護きららラポール・尾道 | 十四日町59番地8 | 0848-24-2641 |
| 281 | 特定施設入居者生活介護きららラポール西御所 | 西御所町13番30号 | 0848-21-4126 |
| 282 | 特定施設入居者生活介護向島ケアハウス | 向島町15644番地 | 0848-44-8282 |
| 283 | 有料老人ホーム花園（介護付） | 因島土生町1460番地4 | 0845-22-2525 |

# 尾道市総合事業指定事業所一覧

（令和7年4月1日現在）

| No | 事　業　所　名 | 所　在　地 | 電話番号 | 予防相当（※1） | 基準緩和（※2） |
|---|---|---|---|---|---|
| **■訪問型サービス** | | | | | |
| 1 | 公立みつぎ総合病院ホームヘルパーステーション | 御調町市107番地1 | 0848-76-2235 | ● | |
| 2 | あけぼの訪問介護事業所 | 御調町丸門田446番地1 | 0848-77-0277 | ● | |
| 3 | 合同会社しーがる訪問介護事業所 | 美ノ郷町三成227番地6 | 0848-48-6980 | ● | ● |
| 4 | ニチイケアセンター尾道みなり | 美ノ郷町三成874番地1 | 0848-20-5820 | ● | |
| 5 | 訪問介護事業所 輝き みなりの家 | 美ノ郷町三成2800番地1 | 0848-36-5188 | ● | |
| 6 | ヘルパーステーションひかり苑 | 尾道市原田町梶山田3581番地1 | 0848-38-7735 | ● | |
| 7 | きららライフサポートセンター | 門田町1番39号 | 0848-21-3015 | ● | |
| 8 | 尾道市社会福祉協議会訪問介護事業所 | 門田町22番5号 | 0848-21-1260 | ● | |
| 9 | 訪問介護ステーションりぼん | 栗原町6009番地1 | 0848-29-5662 | ● | |
| 10 | ヘルパーステーションふぁみりぃ | 平原三丁目1番15号 | 0848-24-2805 | ● | |
| 11 | サンキ・ウエルビィ介護センター尾道 | 山波町335番地1 | 0848-56-2350 | ● | |
| 12 | フィーグさんば訪問介護事業所 | 山波町1648番地1 | 0848-38-2561 | ● | |
| 13 | 有限会社誠心ケアサービス訪問介護事業所 | 長江一丁目6番10号 | 0848-37-4604 | ● | |
| 14 | ひまわりホームヘルプサービス | 久保二丁目15番17号 | 0848-20-7630 | ● | ● |
| 15 | ヘルパーステーション星の里 | 久保町1786番地 | 0848-37-3141 | ● | ● |
| 16 | JA尾道市ヘルパーステーションなごみ | 西藤町1606番地1 | 0848-56-0501 | ● | |
| 17 | ForYouケアサービス | 西藤町3138番地 | 080-4605-6001 | ● | |
| 18 | 訪問介護事業所あおば | 高須町924番地33 | 0848-20-2328 | ● | |
| 19 | ヘルパーステーションこころ | 高須町4754番地5 | 0848-56-0855 | ● | |
| 20 | ヘルパーステーションなの花 | 高須町5006番地1 | 0848-55-8072 | ● | |
| 21 | 訪問介護事業所ゑべすや | 高須町5057番地1 | 0848-47-2469 | ● | |
| 22 | ニチイケアセンターおのみち高須 | 高須町5597番地5 | 0848-56-0233 | ● | |
| 23 | くまさん訪問介護事業所 | 高須町5682番地 | 0848-36-5610 | ● | |
| 24 | 訪問介護事業所いちょうの樹 | 向東町8614番地1 | 0848-38-7655 | ● | |
| 25 | ホームヘルパーステーション島の里 | 向東町8883番地10 | 0848-45-4900 | ● | ● |
| 26 | ケアバンク尾道ヘルパーステーション | 向島町5579番地35 | 0848-29-4600 | ● | |
| 27 | 有限会社介護支援サービスあじさいの家 | 向島町9669番地9 | 0848-20-6258 | ● | |
| 28 | 因島医師会ヘルパーステーション | 因島中庄町1955番地 | 0845-24-3065 | ● | ● |
| 29 | 介護24尾道合同会社 | 因島中庄町2133番地7 | 0845-24-3925 | ● | |
| 30 | ほほえみ　いんのしま | 因島中庄町3320番地1 | 0845-24-2081 | ● | |
| 31 | ヘルパーステーション福寿草 | 因島中庄町3687番地 | 0845-26-2103 | ● | ● |
| 32 | 訪問介護事業所ヘルパーステーションかざぐるま | 因島大浜町427番地10 | 0845-26-2100 | ● | |
| 33 | ヘルパーステーションさくら訪問介護事業所 | 因島重井町1663番地6 | 0845-25-0004 | ● | |
| 出張所 | 尾道市社会福祉協議会すずらん訪問介護事業所因島出張所 | 因島田熊町1315番地1 | 0845-26-0405 | ● | |
| 34 | 楽生苑訪問介護事業所 | 瀬戸田町林1269番地8 | 0845-26-4575 | ● | ● |
| 35 | 尾道市社会福祉協議会すずらん訪問介護事業所 | 瀬戸田町林1288番地7 | 0845-27-3846 | ● | |
| 36 | ブルーム訪問介護事業所 | 瀬戸田町林949番地10 | 0845-27-4522 | ● | |
| 37 | 長尾訪問介護事業所 | 瀬戸田町名荷376番地1 | 0845-25-6023 | ● | ● |
| 38 | ヘルパーステーション北斗 | 福山市今津町三丁目9番8号 | 084-930-4500 | ● | |
| 39 | 悠芳苑訪問介護事業所 | 福山市熊野町乙甲1630番地 | 084-959-1250 | ● | |
| 40 | あなぶきケアサービス福山 | 福山市多治米町二丁目22番10号 | 084-981-5266 | ● | |
| 41 | まり訪問介護ステーション | 福山市沼隈町中山南1387番地 | 084-988-1600 | ● | |
| 42 | 生協ひろしま介護サービス・福山 | 福山市引野町五丁目7番13号 | 084-946-5502 | ● | |
| 43 | アースサポート福山 | 福山市松永町一丁目40番1号 | 084-933-1611 | ● | |
| 44 | ヘルパーステーションあさがお | 福山市春日町二丁目11番地6　A102号 | 084-939-5995 | ● | |
| 45 | ヘルパーステーションｉ・ケアせら | 世羅郡世羅町小国492番地2 | 0847-37-1494 | ● | |

※1 従前の介護予防訪問介護相当のサービス　※2 市独自の新しい訪問サービス

## ■通所型サービス

| No | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 | 予防相当（※1） | 基準緩和（※2） |
|---|---|---|---|---|---|
| 46 | 公立みつぎ総合病院デイサービスセンター | 御調町高尾1348番地6 | 0848-76-2415 | ● | |
| 47 | 公立みつぎ総合病院介護予防センター | 御調町市107番地1 | 0848-76-2821 | ● | ● |
| 48 | SPROUT　デイサービスゆずっこMITSUGI | 御調町神101番地 | 0848-29-5550 | ● | |
| 49 | デイサービスあけぼの | 御調町丸河南1140番地 | 0848-38-2066 | ● | |
| 50 | デイサービスセンターふぁみりぃ御調 | 御調町貝ヶ原341番地1 | 0848-77-0625 | ● | |
| 51 | デイサービスセンターひかり苑 | 美ノ郷町三成233番地5 | 0848-48-3333 | ● | |
| 52 | リハビリ型デイサービスセンターひかり苑 | 美ノ郷町三成233番地5 | 0848-48-3333 | ● | |
| 53 | わかばケアサービス | 美ノ郷町三成2719番地 | 0848-48-0022 | | ● |
| 54 | デイホーム　原田のおうち | 原田町梶山田1525番地 | 0848-36-6871 | ● | |
| 55 | デイサービスセンターふぁみりぃみどりの郷 | 木ノ庄町木梨887番地1 | 0848-40-0317 | ● | |
| 56 | きらら桜並木デイサービスセンター | 門田町1番39号 | 0848-38-2624 | ● | |
| 57 | 尾道市社会福祉協議会ふれ愛デイサービスセンター | 門田町22番5号 | 0848-21-1265 | ● | |
| 58 | 正岡クリニック・デイサービスセンター | 栗原町5578番地 | 0848-24-4411 | ● | ● |
| 59 | デイサービスセンターひととき倶楽部 | 栗原町6071番地1 | 0848-22-6251 | ● | |
| 60 | デイサービスセンターひとときの虹 | 栗原町6071番地1 | 0848-23-9561 | ● | |
| 61 | 愛グループ　シャングリラ | 栗原町9880番地8 | 0848-22-3366 | ● | |
| 62 | デイサービスセンターひらはらの郷 | 平原一丁目10番30号 | 0848-21-2225 | ● | ● |
| 63 | デイサービスセンターふぁみりぃ尾道 | 平原三丁目1番15号 | 0848-21-3131 | ● | |
| 64 | デイサービスフィーグさんば | 山波町1648番地1 | 0848-38-2561 | ● | |
| 65 | 木曽病院デイサービスセンター | 神田町10番9号 | 0848-20-0525 | ● | |
| 66 | きらら新浜デイサービスセンター | 新浜一丁目9番22号 | 0848-38-1117 | ● | |
| 67 | 機能訓練型デイサービスタシマ尾道 | 西御所町6番13号 | 0848-25-2002 | ● | |
| 68 | きらら尾道デイサービスセンター | 西御所町13番26号 | 0848-20-0380 | ● | |
| 69 | デイサービスセンター星の里 | 久保町1786番地 | 0848-37-7277 | ● | |
| 70 | 通所介護「ひまわりいきいき倶楽部」 | 久保一丁目13番14号 | 0848-37-5890 | ● | ● |
| 71 | デイサービスセンターきららラポール・尾道 | 十四日町59番地8 | 0848-21-1120 | ● | |
| 72 | リハビリ型デイサービスセンターひかり苑東尾道 | 東尾道6番27 | 0848-38-1166 | ● | |
| 73 | 機能訓練型デイサービス　タシマ東尾道 | 高須町584番地1 | 0848-38-2009 | ● | |
| 74 | デイサービスセンターこころ | 高須町4754番地5 | 0848-56-0855 | ● | |
| 75 | デイサービスセンター・まりも | 高須町4834番地13 | 0848-55-7052 | ● | |
| 76 | 機能訓練デイサービスゑべすや | 高須町5057番地1 | 0848-47-2469 | ● | |
| 77 | ケアパートナー尾道 | 高須町5501番地 | 0848-56-1207 | ● | |
| 78 | デイサービスセンターふぁみりぃ | 高須町5605番地 | 0848-56-1739 | ● | |
| 79 | 尾道市デイサービスセンター | 浦崎町3598番地1 | 0848-73-3144 | ● | |
| 80 | JA尾道市デイサービスセンター百島 | 百島町1518番地2 | 0848-70-0290 | ● | |
| 81 | デイサービスセンターふぁみりぃ向東 | 向東町1346番地1 | 0848-45-4551 | ● | |
| 82 | デイサービスセンターけやきの樹 | 向東町8918番地1 | 0848-38-1608 | ● | |
| 83 | デイサービスセンターはなの苑 | 向東町12255番地1 | 0848-20-6320 | ● | |
| 84 | 通所介護センター橘花苑 | 向島町立花418番地1 | 0848-44-5774 | ● | |
| 85 | デイサービスセンターふぁみりぃむかいしま | 向島町5557番地147 | 0848-20-6133 | ● | |
| 86 | デイサービスしまの風 | 向島町5617番地5 | 0848-20-6736 | ● | ● |
| 87 | デイサービスセンター花園 | 因島土生町1460番地4 | 0845-22-2525 | ● | |
| 88 | 尾道市社会福祉協議会因島デイサービスセンター | 因島田熊町940番地3 | 0845-26-0252 | ● | |
| 89 | デイサービスFunny | 因島三庄町1618番地 | 0845-23-7355 | ● | |
| 90 | デイサービスセンター福寿草 | 因島中庄町3687番地 | 0845-26-2106 | ● | ● |
| 91 | 株式会社シンシアーデイサービス心音 | 因島中庄町4982番地43 | 0845-25-6330 | ● | |
| 92 | 通所介護事業所デイサービスセンターかざぐるま | 因島大浜町427番地10 | 0845-26-2100 | ● | |
| 93 | デイサービス　みらい | 因島洲江町2140番地1 | 0845-28-0240 | ● | ● |
| 94 | デイサービス汐風 | 瀬戸田町林1286番地11 | 0845-26-4610 | ● | |
| 95 | デイサービスセンター楽生苑 | 瀬戸田町林1288番地6 | 0845-27-2943 | ● | ● |
| 96 | デイサービスセンターももの樹 | 瀬戸田町名荷529番地1 | 0845-27-3880 | ● | |
| 97 | 通所介護事業所糸崎 | 三原市糸崎六丁目10番28号 | 0848-38-9315 | ● | |
| 98 | サンシティ赤坂デイサービスセンター | 福山市赤坂町赤坂7267番地95 | 084-951-0112 | ● | |
| 99 | デイサービスゆうゆう今津 | 福山市今津町三丁目5番18号 | 084-930-4416 | ● | |
| 100 | デイサービスセンターサムデイはんなり | 福山市今津町三丁目7番27号 | 084-934-6545 | ● | |
| 101 | デイサービスセンターサムデイ | 福山市今津町六丁目8番29号 | 084-934-8668 | ● | |



## ■通所型サービス

| No | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 | 予防相当（※1） | 基準緩和（※2） |
|---|---|---|---|---|---|
| 102 | まりデイサービス内海 | 福山市内海町ロ2976番地 | 084-986-2200 | ● | |
| 103 | リハビリテーション・ケア　なかむら | 福山市金江町金見2871番地3 | 084-935-8234 | ● | |
| 104 | デイサービスセンター桜 | 福山市神村町5234番地12 | 084-934-8201 | ● | |
| 105 | デイサービス太陽 | 福山市神村町6409番地2 | 084-934-2955 | ● | |
| 106 | デイサービスゆずっこ高西 | 福山市高西町三丁目7番22号 | 084-939-5539 | ● | |
| 107 | デイサービスセンター虹の花つねいし | 福山市沼隈町常石2614番地1 | 084-987-4118 | ● | |
| 108 | 鳥還荘デイサービスセンター | 福山市沼隈町中山南265番地2 | 084-988-1688 | ● | |
| 109 | あぶと健生苑通所介護事業所 | 福山市沼隈町能登原1436番地1 | 084-987-1299 | ● | |
| 110 | 生寿園デイサービスセンター通所介護事業所 | 福山市東村町2246番地1 | 084-936-2246 | ● | |
| 111 | デイサービス城山 | 福山市本郷町1605番地2 | 084-936-2380 | ● | |
| 112 | 福山ケアセンターそよ風 | 福山市松永町三丁目21番70号 | 084-930-4188 | ● | |
| 113 | デイサービス生活リハビリぽかぽか | 福山市松永町五丁目9番11号 | 084-934-0075 | ● | |
| 114 | デイサービスセンター帆かけ舟 | 福山市松永町五丁目23番23号 | 084-934-0076 | ● | |
| 115 | デイサービスセンターさぼーと | 福山市松永町七丁目2番38号 | 084-930-5030 | ● | |
| 116 | デイサービスセンター虹の花 | 福山市南今津町24番地 | 084-939-6006 | ● | |
| 117 | アクアメイト沼南通所介護事業所 | 福山市水呑町3311番地4 | 084-968-0222 | ● | |
| 118 | デイサービス　ラ・ヴィータ | 福山市御幸町大字森脇706番地2 | 084-959-6566 | ● | |
| 119 | リハビリ型デイサービスセンターひかり苑松永南 | 福山市柳津町一丁目7番60号 | 084-939-5200 | ● | |
| 120 | デイサービスゆうゆう高木 | 府中市高木町20番地1 | 0847-40-0100 | ● | |
| 121 | デイサービスセンターi・ケアせら | 世羅郡世羅町小国492番地2 | 0847-37-7070 | ● | |
| 122 | コスモス園デイサービスセンター | 呉市焼山北三丁目21番5号 | 0823-33-8000 | ● | |

※1 従前の介護予防通所介護相当のサービス　※2 市独自の新しい通所サービス

## P.13　サービスを利用した時の利用者負担の割合とは？

### 利用者負担の判定の流れ

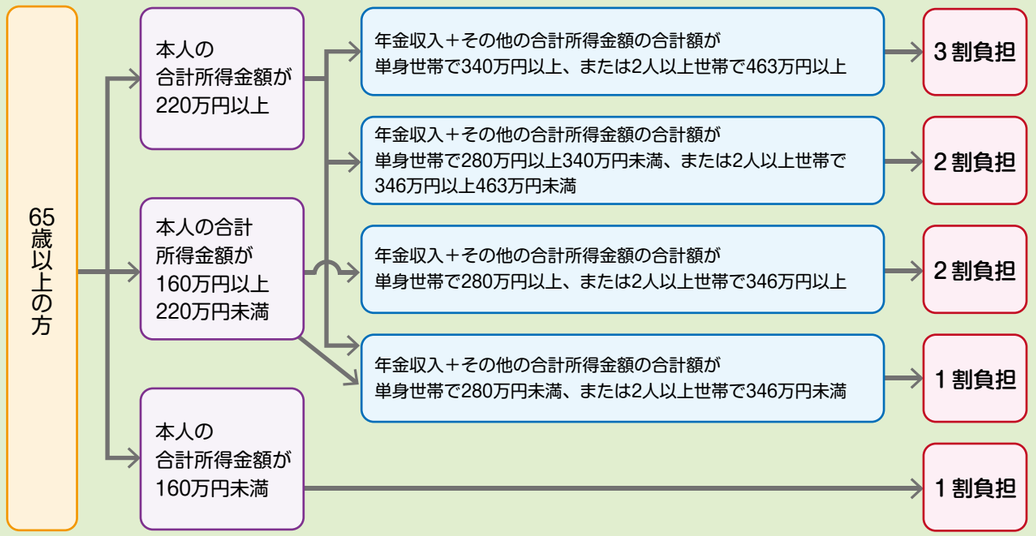


※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

※1　「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※2　「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

# 尾道市内地域包括支援センター担当地域一覧表

（令和7年4月1日現在）

| 地域包括支援センター名と連絡先 | 担当地域 | 設置法人名 |
|---|---|---|
| **尾道市**地域包括支援センター<br>（尾道市新高山三丁目1170-177）<br>尾道市立市民病院　内<br>Tel 0848-56-1212<br>Fax 0848-56-1210 | 山波町・尾崎町・尾崎本町<br>久保町・久保1・2・3丁目<br>防地町・東久保町・西久保町<br>新高山1・2・3丁目・十四日町<br>長江1・2・3丁目・東御所町<br>西御所町・三軒家町・天満町<br>潮見町・日比崎町・十四日元町<br>土堂1・2丁目・東土堂町・西土堂町 | 尾道市 |
| 尾道市**北部**地域包括支援センター<br>（尾道市御調町市107-1）<br>尾道市御調保健福祉センター　内<br>Tel 0848-76-2495<br>Fax 0848-77-0033 | 御調町<br>美ノ郷町<br>木ノ庄町<br>原田町 | 尾道市<br>（公立みつぎ総合病院） |
| 尾道市**西部**地域包括支援センター<br>（尾道市門田町22-5）<br>尾道市社会福祉協議会　内<br>Tel 0848-21-1262<br>Fax 0848-21-2131 | 新浜1・2丁目・吉浦町・古浜町<br>手崎町・正徳町・東元町・吉和西元町<br>福地町・沖側町・神田町・吉和町<br>栗原東1・2丁目・栗原西1・2丁目<br>栗原町・東則末町・西則末町・桜町<br>門田町・平原1・2・3・4丁目<br>久山田町 | 社会福祉法人<br>尾道市社会<br>福祉協議会 |
| 尾道市**東部**地域包括支援センター<br>（尾道市東尾道4-4）<br>ベイタウン尾道組合会館　内<br>Tel 0848-56-0345<br>Fax 0848-55-0100 | 高須町・西藤町<br>東尾道・長者原<br>百島町・浦崎町 | 社会福祉法人<br>浦崎会 |
| 尾道市**向島**地域包括支援センター<br>（尾道市向島町5888-1）<br>尾道市向島福祉支援センター<br>（愛あいセンター）　内<br>Tel 0848-41-9240<br>Fax 0848-20-6866 | 向東町<br>向島町 | 社会福祉法人<br>尾道さつき会 |
| 尾道市**南部**地域包括支援センター<br>（尾道市因島中庄町1955）<br>介護老人保健施設ビロードの丘　内<br>Tel 0845-24-1248<br>Fax 0845-24-3057 | 因島土生町・因島田熊町<br>因島三庄町・因島中庄町<br>因島大浜町・因島重井町<br>因島鏡浦町・因島外浦町<br>因島椋浦町 | 一般社団法人<br>因島医師会 |
| **南部**地域包括支援センター 瀬戸田支所<br>（尾道市瀬戸田町林1288-7）<br>尾道市瀬戸田福祉保健センター　内<br>Tel 0845-27-3847<br>Fax 0845-25-6456 | 因島原町・因島洲江町<br>瀬戸田町 | |

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

禁無断転載©東京法規出版
KG011280－1787755